

平成30年

第3回市議会定例会 議案第8号

函館市都市計画法施行条例の一部改正について

函館市都市計画法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市都市計画法施行条例の一部を改正する条例

函館市都市計画法施行条例（平成15年函館市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3条第1項第1号，第3号，第5号および第6号に掲げる区域の項第12項および同表第3条第1項第7号に掲げる区域の項第3項，別表第2第4条第1項第2号に掲げる区域の項第10項ならびに別表第3第5条第2号ウ，オおよびカに掲げる区域の項第12項中「介護老人保健施設」の後ろに「または介護医療院」を加える。

附 則

この条例は，平成30年10月1日から施行する。

（提案理由）

介護医療院について，市街化調整区域に係る開発行為の許可の基準および開発行為の許可を受けた開発区域以外の区域における建築等の許可の基準を改め，これらの許可をしないこととするため